

### 3 市たばこ税 お問い合わせ先：税務課市民税担当（0133-72-3119）

市たばこ税は、国産たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者（これらを総称して「卸売販売業者等」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

#### （１）市たばこ税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、卸売販売業者等ですが、たばこの小売価格にはすでにたばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、消費者です。

#### （２）税額の算定方法

$$\text{製造たばこの本数} \times \text{税率}^{*1} \text{（1,000本あたり）}$$

※1 売り渡し本数1,000本につき6,552円

加熱式たばこの課税については、平成30年10月1日より、重量を紙巻たばこの本数に換算する方式から重量及び価格を紙巻たばこの本数に換算する方式へ変更（平成30年10月1日から令和4年10月1日までの間で5段階に分けて変更）されました。

・税額の算出方法（令和5年4月現在）

国産たばこの製造業者等が市内の小売販売業者に売り渡した本数×税率  
 <たばこ1箱（20本入り580円の場合）に含まれる税金>

国たばこ税	136.04円
道府県たばこ税	21.40円
市町村たばこ税	131.04円
たばこ特別税	16.40円
消費税・地方消費税	52.73円
計	357.61円

=20本×6,552円/1,000本 ←

→580円のうち61.7%を占めます。

#### （３）納税の方法

卸売販売業者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を、翌月末日までに申告し、納めることになっています。